

## 令和3年8月11日からの大雨により被災された皆様への支援制度について

このたびの大雨により被害を受けられた皆様にご心からお見舞い申し上げます。  
安芸高田市では、次のような支援制度を設けております。支援制度の詳細につきましては、各担当課等へお問い合わせください。

※制度の拡充や追加があった場合は、随時更新し、お知らせします。  
変更箇所は赤字になっています。

## 【支援制度一覧】

区分	内容	担当課等
り災証明書に関する事	り災証明書(火災以外)の交付 り災証明書(火災以外)の交付手数料の免除  〔申請に必要なもの〕 ・被害状況の確認できる写真(全体及び詳細がわかるもの)	安芸高田市総務課 Tel.0826(42)5611 八千代支所 Tel.0826(52)2111 美土里支所 Tel.0826(54)0311 高宮支所 Tel.0826(57)0311 甲田支所 Tel.0826(45)4111 向原支所 Tel.0826(46)3111
見舞金の支給などに関する事	災害弔慰金 (災害救助法適用日である令和3年8月12日以降の県内被害に限る。) ・生計を維持されていた方の遺族 500万円 ・その他の方の遺族 250万円	安芸高田市社会福祉課 Tel.0826(42)5615
	災害障害見舞金 (災害救助法適用日である令和3年8月12日以降の県内被害に限る。) ・重度の障害を受けた生計維持者の方 250万円 ・重度の障害を受けたその他の方 125万円	
	広島県災害見舞金 ・住家の全壊世帯 30万円 ・住家の半壊世帯 10万円	
	安芸高田市災害見舞金 ・住家の全壊世帯 3万円 ・住家の半壊世帯 1万5千円	
	被災者生活再建支援金 住家が全壊・全流失した世帯、住家が半壊又は敷地被害が生じやむを得ず解体した世帯、大規模・中規模半壊世帯等に対して、住宅の被害程度や再建方法に応じて支給する支援金 (支給額) 25万円～300万円(世帯人数が1人の場合は3/4の額) (支給例) 世帯の構成員が複数で全壊世帯が建設・購入する場合 300万円	
融資に関する事	災害援護資金 (災害救助法適用日である令和3年8月12日以降の県内被害に限る。) 療養に要する期間が概ね1か月以上の負傷をされた世帯主の方や住居の全壊、半壊又は家財の3分の1以上の損害を受けた方に対する貸付金  ・貸付限度額(350万円)及び所得制限有り	安芸高田市社会福祉課 Tel.0826(42)5615
	生活福祉資金貸付制度 低所得世帯、障害者世帯、65歳以上の高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る)の方に対する次の経費への貸付金 <福祉費> ・災害援護資金の貸付対象とならない災害を受けたことにより臨時に必要な経費 貸付限度額 150万円 ・住宅の増改築、補修等に必要な経費 貸付限度額 250万円 ・貸付利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は年1.5% <緊急小口資金> ・被災により一時的に生活費が必要なおき(生活保護世帯は除く) ・貸付限度額 10万円 ・貸付利子 無利子	安芸高田市社会福祉協議会 Tel.0826(42)2941

区分	内容	担当課等
融資に関すること	<b>母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度</b> 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦又は、40歳以上の配偶者のない女子(所得制限あり)の方で、災害により住宅が全壊、半壊等の被害を受けた方のうち次の方への貸付金 ・住宅の建設、購入、改修を行う方 貸付限度額 200万円 ・転宅される方 貸付限度額 26万円 ・貸付利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は年1.0%	安芸高田市子育て支援課 Tel0826(47)1283
	<b>倒産防止等資金(県指定等)</b> 自然災害により直接被害を受けた中小企業者等の災害復旧に必要な資金を融資 <b>【限度額】</b> 中小企業者4千万円、組合等8千万円 ※復旧経費の範囲内	県庁経営革新課 Tel082(513)3321
	<b>セーフティネット資金(国指定)ー自然災害(4号関連)</b> 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、売上高が減少した中小企業者等の必要な資金を融資 <b>【限度額】</b> 中小企業者8千万円、組合等1億6千万円 ※復旧経費の範囲内	安芸高田市商工観光課 Tel0826(47)4024
住まいに関すること	<b>公営住宅の提供</b> 被災用仮住居の提供(市有住宅)	
	<b>応急修理</b> 被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。 [対象]災害により住宅が準半壊以上で、自ら修理する資力のない世帯	安芸高田市住宅政策課 Tel0826(47)1202
	<b>宅地内の土砂の処分</b> 前面道路へ搬出された土砂の撤去	安芸高田市すぐやる課 Tel0826(47)1209
	<b>宅地内土砂撤去費用の償還</b> 河川等の氾濫により宅地内に流入したがれき混じり土砂を自己撤去することが困難なため、その処分を業者等へ依頼して実施した場合の費用償還 ※国庫補助対象になるものにつき、基準額による償還。事前にご相談ください。	安芸高田市環境生活課 Tel0826(42)1126
	<b>被災家屋撤去費用の償還</b> 半壊以上の被災家屋等を自費で撤去した方への費用償還 ※り災証明が必要。要件や限度額あり。事前にご相談ください。	安芸高田市管理課 Tel0826(47)1201
農地・農業用施設に関すること	<b>農地・農業用施設内の土砂撤去に関すること</b> 災害により農地及び水路等に流入した土砂の撤去	安芸高田市農林水産課 Tel0826(47)4022
	<b>農地・農業用施設内の鳥獣害防護柵に関すること</b> 災害により破損した鳥獣害防護柵の復旧	安芸高田市地域営農課 Tel0826(47)4021
<b>ごみ等の処分に関すること</b>	<b>ごみ等の処理</b> 災害廃棄物(災害で発生した片付けごみ)の処分 ※芸北広域きれいセンターへの持ち込みに、り災証明書は必要ありません。	安芸高田市環境生活課 Tel0826(42)1126
衛生相談に関すること	家屋の消毒方法に関する衛生相談	安芸高田市健康長寿課 Tel0826(42)5633
学校に関すること	<b>教科書・教材・学用品の給与</b> ※半壊以上又は床上浸水により、使用することができなくなった場合	安芸高田市教育委員会教育総務課 Tel0826(42)0049
税金の減免等に関すること	<b>市税の減免・納税猶予</b> 申告・納付などの期限延長や納税の猶予、税の減免	安芸高田市市民部税務課 Tel0826(42)5614
	市税証明等の交付手数料の免除	

区分		内容	担当課等
社会保険・納付金の減免等に関すること	医療・保険等	介護保険料の減免または納付猶予	安芸高田市保険医療課 Tel.0826(42)5618
		介護保険サービス利用料の減免	
		国民健康保険一部負担金の減免または支払い猶予	安芸高田市保険医療課 Tel.0826(42)5619
		後期高齢者医療一部負担金の減免または支払い猶予	
		後期高齢者医療保険料の減免または納付猶予	
国民健康保険税の減免または納付猶予	安芸高田市市民部税務課 Tel.0826(42)5614		
社会保険・納付金の減免等に関すること	社会福祉	社会福祉施設入所・通所に係る利用者負担額の減免	保育所については、 安芸高田市子育て支援課 Tel.0826(47)1283 障害者支援施設、身体障害者更生支援施設、知的障害者支援施設については、 安芸高田市社会福祉課 Tel.0826(42)5615 養護老人ホームについては、 安芸高田市健康長寿課 Tel.0826(47)1281 軽費老人ホーム(A型、ケアハウス)については各施設へ。
	国民年金	国民年金保険料の免除	安芸高田市保険医療課 Tel.0826(42)5619
	障害福祉	心身障害者扶養共済制度の掛金の減免 市町民税が減額または免除の場合に減額	安芸高田市社会福祉課 Tel.0826(42)5615
		障害者や障害児の介護給付、訓練等給付及び地域生活支援事業の利用者負担額の減額	安芸高田市社会福祉課 Tel.0826(42)5615
	児童福祉	保育料の減免	安芸高田市子育て支援課 Tel.0826(47)1283
水道・下水道	水道料金及び下水道使用料の支払い猶予	安芸高田市上下水道課 Tel.0826(47)1203	
償還条件の緩和に関すること	母子・父子・寡婦福祉資金 支払い猶予、据置期間の延長などの相談業務	安芸高田市子育て支援課 Tel.0826(47)1283	
	農業関係制度資金 支払い猶予、据置期間の延長、償還期限の延長などの相談業務	安芸高田市地域営農課 Tel.0826(47)4021	
	下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金の支払い猶予	安芸高田市上下水道課 Tel.0826(47)1203	
その他の生活救済に関すること	生活保護給付 生活保護世帯の住宅補修費、炊事用具・食器・被服費・布団類、学用品費などの支給	安芸高田市社会福祉課 Tel.0826(42)5615	
	児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当 住宅や家財などにその価格の1/2以上の損害を受けた場合、所得制限適用を除外	(児童扶養手当・特別児童扶養手当) 安芸高田市子育て支援課 Tel.0826(47)1283 (そのほか) 安芸高田市社会福祉課 Tel.0826(42)5615	
	<b>被災された方への入浴支援</b> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">9月30日で終了</span> 家屋の倒壊・浸水などにより自宅での入浴が困難な方 ※入浴施設までの移動は、各自でお願いいたします。	安芸高田市商工観光課 Tel.0826(47)4024	
ボランティアに関すること	ボランティアの派遣	安芸高田市災害ボランティアセンター (安芸高田市社会福祉協議会内) Tel.0826(47)1131 Tel.080-5060-9537	